



飯能都市計画岩沢北部地区地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

(あて先) 飯 能 市 長

届出人 住所  
(事業主名) 氏名

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき

- 土地の区画形質の変更
  - 建築物の建築又は工作物の建設
  - 建築物等の用途の変更
  - 建築物等の形態又は意匠の変更
- } について、下記により届け出ます。

※該当する項目にチェックをする。

記

- 1 行為の場所 \_\_\_\_\_
- 2 行為の着手予定日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 4 設計又は施行方法 \_\_\_\_\_

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			m <sup>2</sup>
建は 築工 物作 の物 建の 築建 又設	(イ) 行為の種別 ( 建築物の建築・工作物の建設 ) ( 新築・改築・増築・移転 )				
	(ロ)		届出部分	届出以外の部分	合計
		(I) 敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		(II) 建築又は建設面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		(III) 延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	(IV) 高さ 地盤面から m	(V) 用途			
		(VI) かき又はさくの構造 高さ m			
(3) 建築物等 の 用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積		m <sup>2</sup>		
	(ロ) 変更前の用途		(ハ) 変更後の用途		
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更内容			
摘 要					

- 備考
- 1. 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
  - 2. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
  - 3. 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。



飯能都市計画岩沢北部地区地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

(あて先) 飯 能 市 長

届 出 人 住 所  
(事業主名) 氏名

都市計画法第 5 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更

について、下記により届け出ます。

※該当する項目にチェックをする。

記

- 1 行 為 の 場 所
- 2 行為の着手予定日
- 3 行為の完了予定日
- 4 設計又は施行方法

\_\_\_\_\_ 年 月 日  
\_\_\_\_\_ 年 月 日

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			m <sup>2</sup>
建は 築工 物作 の物 建の 築建 又設	(イ) 行為の種別	( 建築物の建築・工作物の建設 ) ( 新築・改築・増築・移転 )			
	(ロ)		届 出 部 分	届出以外の部分	合 計
	(I) 敷 地 面 積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	(II) 建築又は建設面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	(III) 延 べ 面 積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	(IV) 高さ	(V) 用途			
	地盤面から	(VI) かき又はさくの構造			
	m	高さ			
		m			
(3) 建築物等 の 用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積	m <sup>2</sup>			
	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途			
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更内容			
摘 要					

- 備考
- 1. 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
  - 2. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
  - 3. 同一の土地の区域について 2 以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。